

法務からすすめる会社の業務改革！

ビジネス法務

4

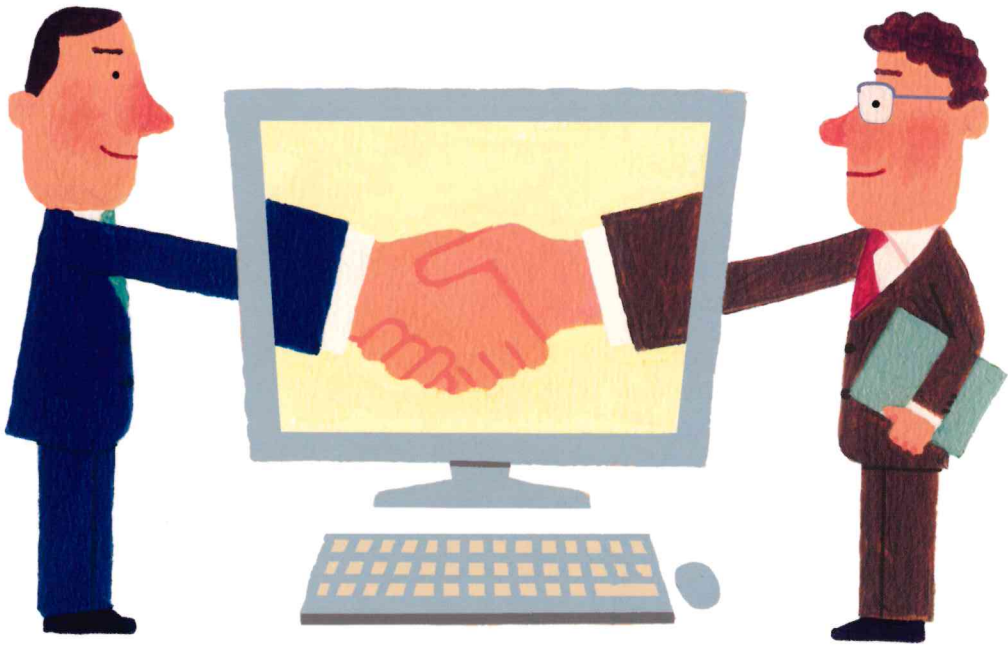
April
2020
Vol.20・No.4
中央経済社

東京商工会議所・各地商工会議所主催ビジネス実務法務検定試験対応

平成10年9月8日 第三種郵便物承認 令和2年4月21日発行(毎月21日発行)

今こそ
変化の
とき

電子契約の しくみと導入プロセス



特集2

各国の基本枠組みと最新動向
輸出規制コンプライアンス

特集3

“クレーマー”から従業員をどう守る？
企業に求められる「カスハラ」対策のすべて

ビジネス実務法務検定試験 ▶ 演習問題

「リーガルテックと電子契約 ～「広義の電子契約」と「狭義の電子契約」とは」

「Fintech」(フィンテック)が金融業界に新しい旋風を巻き起こしたように、我が国の法曹業界にもテクノロジーを取り入れた「Legal Tech」(リーガルテック)の風が巻き起ころうとしています。

2021年度には、最高裁判所も民事裁判のIT化を進めるなどの動きもあり、法務の省力化はかなり注目を浴びている時期ではないでしょうか。

その中で今回は、デジタル化の第一歩とも言える、契約業務の効率化とコスト削減を実現する「電子契約」についてお伝えしていきたいと思っております。



ペーパーロジック株式会社
取締役副社長兼COO
立石 聖子

電子契約って何?(広義の電子契約と狭義の電子契約)

そもそも「電子契約」とは何でしょうか?

Amazonや楽天などのECサイトを利用して買い物をする、実はそれらすべて電子契約です。

口頭でもなく、書面でもなく、電子情報を利用して契約を行うこと、その契約自体を当社では便宜上「広義の電子契約」と定義しています。

「広義の電子契約」は既に頻繁に行われていますが、合意の明確化が必要な取引であったり、金額の大きな契約に代表される一定の重要な契約は、これまでの慣行に従い、「紙の契約書に実印で」と頑なに電子化されずにきました。

それがようやくそのような重要な契約も電子化するという流れになってきており、「電子契約」というワードが広がっていると同時に、電子契約の導入を検討する企業も急激に増えています。

電子署名の必要性和その重要性

それでは、このように電子契約の機運が盛り上がっている中で、電子契約システムはどのようなものを導入すべきなのでしょう。

電子契約システムを導入するにあたってのポイントは、「契約当事者が電子署名を行なうシステムであるか否か」にあります。

ここで、電子署名とは、電子化された文書に対して行われる電子的な署名をいい、紙文書では実印で押印することに相当します。

当社では、契約当事者が電子署名を用いて締結する電子契約のことを便宜上、「狭義の電子契約」と呼んでいます。

それでは、契約当事者が電子署名を行うことがシステム導入において重要なポイントになるのでしょうか。

電子署名を用いない「広義の電子契約」は、あまりに容易に利用できる反面、その効果として、利用者が見えにくいインターネット上で契約の当事者が誰であるかが重要な構成要素である契約行為においては、契約締結後のリスクが生ずる可能性が高いと考えられます。

これに対し、「狭義の電子契約」では電子署名を用いて契約行為が行われるため、本人性が高く担保されることになります。

電子署名には暗号化の技術が用いられており、これを公開鍵認証基盤(PKI=Public Key Infrastructure)といいます。

公開鍵認証基盤(PKI)とは、公開鍵暗号方式に基づく電子認証の技術基盤であり、具体的には、本人のみ持つことができる秘密鍵で暗号化し、公開鍵が格納された電子証明書をつけて電子ファイルを相手方に送付、秘密鍵とペアになっている公開鍵で復号できれば、本人性が高く担保できます。また、公開鍵暗号方式では暗号、復号処理にハッシュ関数を利用していますので、文書の非改ざん性も担保できる仕組みとなります。

つまり、①秘密鍵による暗号化(電子署名)、②公開鍵による復号化、③公開鍵と電子証明書の組み合わせにより本人性と文書の改ざんの有無が検知されるので、「本人性」「非改ざん性」がともに担保され、安心安全な電子商取引が実現されることになるのです。

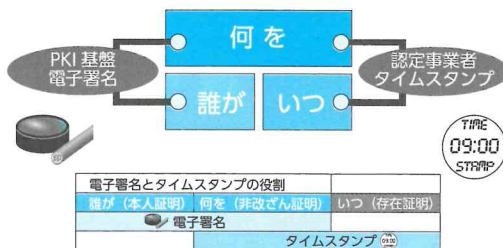
当社ではさらに、認定タイムスタンプも用いることによって、「いつ」契約したかについて証明できるようにしています。

電子署名と認定タイムスタンプを同時に電子契約に用いることによって、「いつ」「誰が」「何を」契約したかについて技術的に証明することが可能となり、電子契約の安心性・安全性をより確実なものにできるのです。

また、電子署名には有効期間があり、電子契約に付された電子署名を検証することができる期間もその電子署名の有効期間に限られますが、認定タイムスタンプと一緒に付すことにより、電子署名の検証可能期間も認定タイムスタンプの有効期間(10年)となります。

そして、10年以上の契約については、「長期署名」(LTV=Long-Term Validation)に対応する電子署名・タイムスタンプであれば、10年ごとに新しい暗号技術に基づいてタイムスタンプが押され、検証期間が更に延長されていくことになるので、10年以上の契約であっても電子契約で締結し、検証することが可能となります。

以上のことから、前述のような合意の明確化が必要な取引であったり、金額の大きな契約に代表される一定の重要な契約については、その性質上、電子署名を用いない「広義の電子契約」ではなく、電子署名を用いた「狭義の電子契約」で行うべきであり、電子契約システムの導入を検討する際は、ぜひ「電子署名」をポイントに検討してほしいと思います。



電子契約の保存方法と一元管理・検索性

次に、電子契約を導入した後に問題になるのは、その保存方法です。企業のバックオフィスにはさまざまな法律やルールが存在しており、電子契約の背後にも、税法、電子帳簿保存法、会社法、e-文書法や会計監査といったさまざまな法的要件が存在します。

具体的にどのような保存態様が要求されているかは、その法律により要求されるものが異なりますが、これら必要な法的要件を満たすことにより、電磁的記録データのまま電子契約を原本として保存することが可能になります。

これにより、保存された電磁的記録データは紙の場合と違い、一元管理も可能になり、ファイルを検索するのも格段に容易になります。

ペーパーロジックの電子契約サービスとは

当社の電子契約は、以上のことを踏まえ、バックオフィスに関わる全ての法律に関しその要件を満たしながら契約を電子化し、締結業務・契約管理を効率的にかつコスト削減も実現するサービスとなっています。

それは、契約に関わる法律は決して民法や民事訴訟法といった、紛争に発展した際に登場する法律のみに限らず、電子契約として保存する際に登場する税法その他の法律についても要件を満たし、真のデジタル化を目指すサービスを提供したいからです。

この先日本が国際社会に後れを取らないよう、法務の世界にもテクノロジーを取り入れ省力化を図り、安心安全な商取引ができる国にしたいのがリーガルテックの役割と考えています。

今後もリーガルテックサービスのブラッシュアップを図り、より安心で安全な商取引ができるようなサービスを提供してまいります。



paperlogics

ペーパーロジック 株式会社

〒141-0022 東京都品川区東五反田一丁目6番3号 ☎03-5791-1910

いちご東五反田ビル3階

<https://paperlogics.co.jp/>